

エネルギー有効利用計画制度に係る 規則改正等について(概要)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づくエネルギーの効率的利用のための措置に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準が改正されたことに併せ、エネルギー有効利用計画制度に係る規則を改正したのでお知らせします。

1 建築物の省エネルギー性能目標値の設定(平成 25 年 4 月 1 日施行)

これまでの ERR を基準とした設定から一次エネルギー消費量を基準とした新たな ERR に見直します。

改正前: ERR 10%以上(※PAL 低減率に応じて特例の基準あり)

改正後: 建築物全体の基準一次エネルギー消費量に占める消費エネルギー消費量の低減率が 0%以上、用途毎における建築物の熱負荷の低減率が 0%以上

※ 但し、平成 25 年 10 月 23 日までに提出する案件は、従来の方法で提出できます(住宅用途のない建築物の場合。住宅用途がある建築物の場合は平成 26 年 10 月 23 日まで)。ご提出の際は、下記のお問合せ先に確認してください。

2 熱供給受入検討の対象となる延べ床面積対象用途(平成 25 年 4 月 1 日施行)

国の省エネ法(判断の基準)改正に伴い建築物全体が対象となったことから、主たる用途が非住宅の用途における熱供給受入検討の対象となる延べ床面積対象用途に「工場等」を追加しました。

※ 条例施行前に指定した地域冷暖房区域における取消し等要件(平成 25 年 1 月 1 日施行)

条例施行前に指定した地域冷暖房区域における暫定の取消し等要件の期限の末日を平成 24 年 12 月 31 日から平成 27 年 3 月 31 日に変更しています。

なお、平成 27 年 3 月 31 日までに適用される条例施行前に指定した地域冷暖房区域における取消し等要件は次のとおりです。

エネルギーの熱効率: 0.80(供給媒体に蒸気が含まれる場合は、0.65)

窒素酸化物濃度: 59ppm(標準酸素濃度 0%換算)

エネルギー有効利用計画制度は、条例施行後 3 年が経過し、利用可能エネルギーの導入及び地域冷暖房の効率向上等において、成果が挙がっております。

今後とも、さらなる環境性能の向上への取組みについて、御理解及び御協力のほど、よろしくお願いいたします。

問合せ先

環境局 都市地球環境部 環境都市づくり課 建築物係

電話: 03-5388-3488 FAX: 03-5388-1380

東京都環境局ツイッター

<http://twitter.com/#!/tochokankyo>

